

四種混合予防接種説明書

(百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎)

四種混合予防接種は、予防接種法に基づき行われ、百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎（ポリオ）を予防するためのものです。保護者の方は、予防効果や副反応についてご理解いただき、できるだけ早い時期にお子さんに予防接種を受けさせましょう。

【対象者】

生後3月から生後90月に至るまで（7歳6か月になる前日まで）の間にあるお子さん

【標準的な接種期間】

- 1 期初回接種：生後3月から生後12月に達するまでの間に20日から56日までの間隔をおいて皮下に3回
- 1 期追加接種：初回接種（3回）終了後12月から18月の間隔をおいて皮下に1回

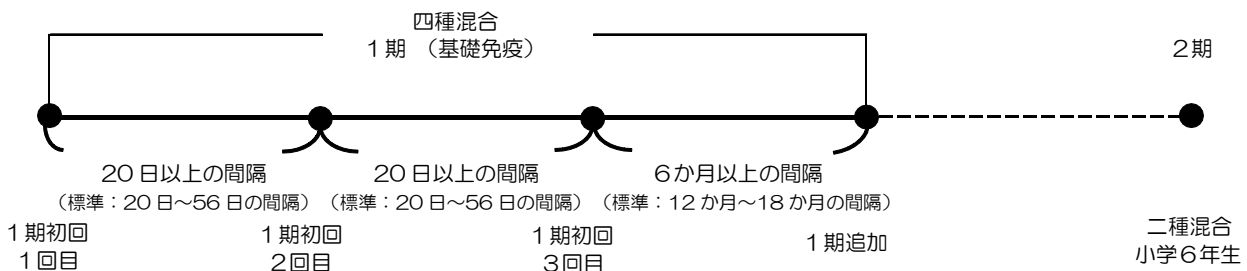
【受けるには…】

- ・接種場所：市内協力医療機関（別紙一覧）…必ず予約してください。
- ・料 金：無 料
- ・持っていくもの：母子健康手帳、予診票（ご記入のうえ）

※何らかの理由により市外の医療機関で受ける場合は、事前に健康増進課までご連絡ください。（健康増進課 予防係 TEL0282-25-3511）

※栃木市から転出をした場合、栃木市発行の予診票は使用できません。転出後に予防接種を受ける場合は、予診票を破棄していただくとともに転出先の自治体へお問い合わせください。

【接種の受け方】



※標準的な接種としては、1 期初回は20日～56日までの間隔で3回接種を受けてください。1 期追加は、1 期初回3回目の接種から1年～1年半の間隔で1回受けることで、幼児期に基礎免疫をつけます。その後、2期として小学6年生で二種混合（ジフテリア・破傷風）ワクチンを1回接種します。

※確実な免疫をつくるには、幼児期に決められた接種間隔で受けることが大切です。

【お知らせ】

※長期にわたる疾病等により、生後90月（7歳6か月）に至るまでの間に四種混合の予防接種を受けることが難しい場合は健康増進課までご連絡ください。

百日せき・ジフテリア・破傷風・急性灰白髄炎(ポリオ)とは…

百日せき

百日せきは百日咳菌によって発生します。名前のとおり激しい咳をともなう病気で、一歳以下の乳児、とくに生後6ヵ月以下の子どもでは亡くなってしまうこともあります。主に気道の分泌物によってうつり、咳のために乳幼児では呼吸ができなくなるために全身が青紫色になってしまうこと(チアノーゼ)やけいれんを起こすことがあります。また、窒息や肺炎等の合併症が致命的となることがあります。

ジフテリア

ジフテリア菌の飛沫感染で起こります。主に気道の分泌物によってうつり、喉や鼻に感染して毒素を放出します。この毒素が心臓の筋肉や神経に作用することで、眼球や横隔膜(呼吸に必要な筋肉)などの麻痺、心不全等をきたして、重篤になる場合や亡くなってしまう場合があります。

破傷風

破傷風菌は、世界中の土壌に存在しています。主に傷口に入り込んで感染を起こし、毒素を通してさまざまな神経に作用します。口が開き難い、顎が疲れるといった症状に始まり、歩行や排尿・排便の障害などを経て、最後には全身の筋肉が固くなって体を弓のように反り返らせたり、息ができなくなったりし、亡くなることもあります。

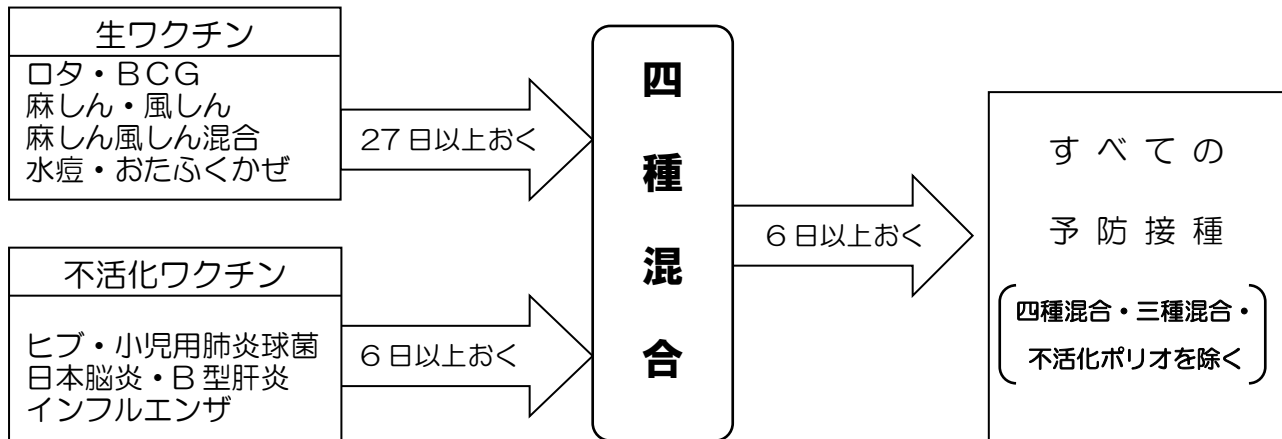
急性灰白髄炎(ポリオ)

ポリオは、ポリオウイルスが人の口の中に入って、腸の中で増えることで感染します。増えたポリオウイルスは、再び便の中に排泄され、この便を介してさらに他の人に感染します。成人が感染することもあります。乳幼児がかかることが多い病気です。ポリオウイルスに感染しても、多くの場合、病気としての明らかな症状はあらわれずに、知らない間に免疫ができます。しかし、腸管に入ったウイルスが脊髄の一部に入り込み、主に手や足に麻痺があらわれ、その麻痺が一生残ってしまうことがあります。

四種混合ワクチンの副反応

注射部位の副反応としては、紅斑、硬結、腫脹、疼痛等があります。注射部位以外の副反応としては、発熱、下痢、鼻水、咳、発疹、嘔吐等があります。まれにあらわれる重大な副反応としては、ショック、アナフィラキシー、血小板減少性紫斑病、脳症、けいれん等があります。

【他の予防接種との間隔】



【受ける前の注意点】

- ① 予防接種の説明書や「予防接種と子どもの健康（小冊子）」をよく読み、必要性や副反応等について充分ご理解ください。
- ② 当日は、お子さんの体や衣服を清潔にしてください。
- ③ 当日は朝から、お子さんの状態をよく観察しふだんと変わったところがないか確認してください。なお、検温は接種場所で行いますが、できれば数日前から体温を計り健康状態をチェックしておくといでしょう。少しでもお子さんの体調に不安がある場合は、予防接種を見合わせてください。
- ④ お子さんの体調等がよく分かる保護者の方がお連れください。
- ⑤ 接種を受ける際は、必ず母子健康手帳と予診票をお持ちください。なお、予診票は、当日保護者の方がご記入ください。

【受けることができない場合】

- ① 明らかに発熱している場合（37.5度以上）
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③ その日に受ける予防接種の接種液の成分で、アナフィラキシーを起こしたことがあることが明らかな場合
- ④ 他の予防接種との間隔が、規定どおりあいていない場合
- ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合

【医師とよく相談しなくてはならない場合】

- ①心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気や発育障害などの基礎疾患がある場合
- ②今までにけいれんを起こしたことがある場合
- ③今までに免疫の異常を指摘されたことがある場合や、近親者に先天性免疫不全の方がいる場合
- ④ワクチンの成分（培養に使う卵の成分、抗生物質、安定剤など）に対してアレルギーがある場合
- ⑤以前に受けた予防接種で、発熱、発しん、じんましんなどのアレルギーと思われる異常があった場合
- ⑥麻しんにかかり、治ってから4週間以上たっていない場合。風しん・おたふくかぜ・水痘にかかり、2～4週間以上たっていない場合。手足口病・伝染性紅斑・突発性発しん等にかかり、2週間以上たっていない場合
- ⑦周囲(家族・友達など)で、感染症の病気（麻しん・おたふくかぜ・風しん・水痘など）にかかっている人がいる場合
- ⑧風邪などのひきはじめと思われる場合。体調の悪い時はなるべく見合わせましょう。

【予防接種を受けた後の注意】

予防接種を受けた後 30 分間くらいは、お子さんの様子に注意してください。急な副反応は、この間に起こることがあります。）

- ・安 静 … 接種当日は安静にして、激しい運動はひかえてください。
- ・入 浴 … 入浴は差しつかえありませんが、接種した部位はこすらないでください。熱があるようでしたらひかえましょう。
- ・副反応… 接種後 1 週間は、副反応の出現にご注意ください。接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

【予防接種による健康被害救済制度について】

定期の予防接種によってひき起された副反応により、医療機関で治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。（予防接種法に基づく定期の予防接種と因果関係がある旨厚生労働大臣が認定した場合）

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師、健康増進課へご相談ください。

お問合せ先

保健福祉部 健康増進課 予防係

栃木市今泉町2-1-40（栃木保健福祉センター内）

Tel（0282）25-3511